

令和3年9月28日提出

定例教育委員会会議議案

木更津市教育委員会

木更津市教育委員会会議日程

開 会 令和3年9月28日(火) 午後1時00分

1 開 会 宣 言

2 会議録署名人の指名 井上 美鈴 委員

3 前回会議録作成の報告 廣部 昌弘 教育長 ・ 豊田 雅之 委員

4 付 議 議 案

議 案 番 号	件 名	頁
議 案 第 20 号	令和3年度教育功労者の表彰について	2

5 報 告 事 項

(1) 報告第10号 臨時代理の報告について
市議会の議決を要する事件の議案(令和3年度教育費9月補正
予算案)について(10P)

(2) 報告第11号 臨時代理の報告について
木更津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について
(21P)

(3) 報告第12号 臨時代理の報告について
市議会の議決を要する事件の議案(令和3年度教育費9月補正予算案
最終日上程分)について(25P)

(4) 報告第13号 臨時代理の報告について
市長と木更津市教育委員会との地方自治法第180条の2及び
第180条の7の規定に基づく協議等について(33P)

6 そ の 他

7 閉 会 宣 言

議案第20号

令和3年度教育功労者の表彰について

令和3年度教育功労者の被表彰該当者について、木更津市教育委員会表彰規程（昭和44年木更津市教育委員会訓令第3号）第3条及び木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第5条第9号の規定により、候補者名簿を別紙のとおり提出し、議決を求める。

令和3年9月28日提出

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

提案理由

木更津市における教育、学術又は文化の振興に関し、特に顕著であった個人又は団体を教育功労者として表彰しようとするものである。

令和3年度教育功労被表彰候補者名簿

氏名	所属・職	勤務年数	功績	備考
大木 昌代 (59歳)	木更津市立 木更津第二 小学校 校長	37年 6月	<p>校長として学校経営にあたり1校目となる。教科指導、生徒指導、学校経営と幅広くその手腕を発揮した。</p> <p>特に音楽科では、卓越した識見と指導力を持ち、市内の文化祭、合唱コンクールに講師で招かれる機会も多く、木更津市教育研究会音楽部会長として、木更津市の音楽指導の充実、後進の育成に注力した。</p> <p>更に、校長として教職員をまとめ、特に生徒指導、保護者対応の迅速性の必要性を説く中でその充実化を図り、保護者、地域に信頼され、愛される学校づくりに励んだ。</p> <p>現在、千葉県教育研究会音楽部副会長として、児童生徒の資質能力を育む効果的な指導方法を身につけた教員の育成に貢献するとともに、本市教頭会会長、校長会副会長を歴任し、本市の教育推進に大きく貢献している。</p> <p>以上、本市の教育推進に寄与した功績は多大である。</p>	表彰規程 第2条 第1号 該当
小倉 敏幸 (60歳)	木更津市立 南清小学校 校長	38年 6月	<p>教科指導、生徒指導、学校経営と幅広くその手腕を発揮した。特に理科では、視聴覚教材を用いた指導の向上・発展に尽力することで、平成29年には、千葉県視聴覚教育功労者賞を受賞した。</p> <p>また、木更津市理科部会長をはじめ、千葉県教育研究会理科教育部会研究発表大会実行副委員長、君津地方教育研究会理科部会長、千葉県理科教育研究会支部長として、後進の育成、理科教育の発展に注力した。</p> <p>学校経営においては、児童に直接、寄り添い触れあうことを心がけ、各々の問題解決や相談について、具体的で的確な指示・助言を与えることに努めている。</p> <p>現在も、木更津市科学論文作品審査会審査委員として、本市小・中学校理科教育の充実・発展に大きく貢献している。</p> <p>以上、本市の教育推進に寄与した功績は多大である。</p>	表彰規程 第2条 第1号 該当

<p>増田 一秀 (60歳)</p>	<p>木更津市立 波岡小学校 校長</p>	<p>34年 6月</p>	<p>校長として学校経営にあたり2校目になる。 平成3年度より君津地方視聴覚教材センター指導部指導員として16ミリ映写機操作講習会の講師を長年つとめてきた。また、教材開発部員として社会科や理科の教材ビデオ等を制作し、管内の各学校配付にする活動を行ってきた功績が認められ、平成24年度に千葉県視聴覚教育功労賞を受賞した。</p> <p>さらに、君津地方教育研究会視聴覚教育部会長を歴任し、現在は木更津市教育研究会市長各部会長として、本市視聴覚教育の充実・発展に指導力を発揮している。</p> <p>平成13年度には、南総教育センター研究協力員として翌年度から創設される「総合的な学習の時間」の単元開発等の研究に携わるなど、自らの実践を広く紹介した。</p> <p>以上、本市の教育推進に寄与した功績は多大である。</p>	<p>表彰規程 第2条 第1号 該当</p>
<p>高野 芳一 (60歳)</p>	<p>木更津市立 真舟小学校 校長</p>	<p>36年 6月</p>	<p>職員の全幅の信頼のもと、保護者や地域社会とも連携を図りながら学校教育の様々な諸課題に取り組み、堅実な学校経営を行っている。また、職員の自主性を尊重しながら、若手教員だけでなく中堅・ベテラン教員に対しても、学習指導の充実や学級経営・生徒指導の課題解決に向けて、積極的に指導・助言を行い、着実にその成果を上げている。</p> <p>また、木更津市校長会会長、木更津市心の教育推進委員会委員長、木更津市教育研究会生活科・総合学習部会長、君津地方校長会副会長を務め、本市及び君津地方の教育の向上・発展に指導力を発揮した。</p> <p>そのほか、教育行政分野においても本市教育委員会指導主事、千葉県教育庁南房総教育事務所管理主事として、学校運営や教職員の指導・育成に尽力し、千葉県・君津地方の教育の充実・発展に大きく貢献した。</p> <p>以上、本市の教育推進に寄与した功績は多大である。</p>	<p>表彰規程 第2条 第1号 該当</p>

<p>大木 栄子 (59歳)</p>	<p>木更津市立 高柳小学校 教諭</p>	<p>31年 6月</p>	<p>教科指導、生徒指導、学校経営と幅広くその手腕を發揮した。 清見台小学校勤務時には、算数の授業公開に向けて、授業改善に努め、児童の学力向上に寄与したほか、高柳小学校では、学年主任として学校全体を見据えた学級・学年経営に尽力した。 特に道德では、卓越した識見と指導力を持ち、校内の道德教育の向上・発展に尽力した。近年では、道德の教科化に伴い、道德推進教師として、授業展開や評価方法・通知票の記述について校内で範を示し、若年層教員の見本となった。 学級において、常に「わかりやすい授業」をめざし、子どもの思考を中心に据えた授業を展開することにより、学級の児童一人一人の学力向上に努めるとともに、児童の自己肯定感を高めるよう心掛けている学級経営を実践している。 以上、本市の教育推進に寄与した功績は大である。</p>	<p>表彰規程 第2条 第1号 該当</p>
<p>嶋田友美子 (60歳)</p>	<p>木更津市立 波岡小学校 教諭</p>	<p>37年 6月</p>	<p>教科指導、生徒指導と幅広くその手腕を發揮した。特に図画工作科では、卓越した識見と優れた指導力を持ち、作品展の審査員や市内及び近隣の小学校を対象とした校内研修の講師を務めることで、地域の図画工作科指導に尽力した。 また、木更津市教育研究会造形部会推進委員として、本市の図画工作科の指導の充実に向けて、建設的な考えを発信すると共に、自らの経験を生かし、実践に役立つ講話を行うなど、後進の育成にも注力した。 校内では教職員をまとめ、学級経営で悩んでいる若手教員に親身になって助言や指導をしたり、特別活動では児童の思考に寄り添った活動を行ったりした。常に児童の心を大事にして教育活動を行い、保護者の気持ちも忘れずに実践するなど、思いやりあふれる学級経営に励んだ。 現在、君津地方造形部会事務局研究局員として、本市だけではなく近隣市の造形教育の充実・発展に指導力を發揮している。 以上、本市の教育推進に寄与した功績は大である。</p>	<p>表彰規程 第2条 第1号 該当</p>

<p>橋田 和子 (60歳)</p>	<p>木更津市立 真舟小学校 教諭</p>	<p>39年 6月</p>	<p>現特別支援学級担任として多様な子供たちのニーズをしっかりと把握し、保護者と連携を図りながら個に寄り添った細やかな指導・支援を行っている。また、校内の長欠対策担当として、不登校解消にむけた校内体制づくりや研修、若手職員の育成に尽力している。更に、学校支援ボランティア担当として、保護者や地域の住民とも積極的にコミュニケーションを図り、学校と地域、家庭をつなぐ役割も果たしている。</p> <p>また、「わたしたちの木更津」編集委員として、子供たちが本市について学ぶのに有効な教材づくりに力を発揮した。また、木更津市教育研究会では、教育相談部会、特別支援部会等に所属し、本市特別支援教育の充実・発展に尽力した。</p> <p>そのほか、千葉県南房総教育事務所不登校訪問相談担当教員や君津地方教育研究会教育相談部会役員として、教育相談を行ったほか、不登校児童及び保護者への支援の充実・発展に大きく貢献した。</p> <p>以上、本市の教育推進に寄与した功績は大である。</p>	<p>表彰規程 第2条 第1号 該当</p>
<p>山口 正美 (59歳)</p>	<p>木更津市立 真舟小学校 教諭</p>	<p>38年 11月</p>	<p>現若年層教職員の悩みに対して親身になって相談にのり、自らの経験を生かし、学習指導と生徒指導の両面で実践に役立つ助言を行う等、若年層教職員の育成に大きく貢献している。</p> <p>更に、保護者と積極的にコミュニケーションを図り、家庭と連携して子供たちへのきめ細やかな指導・支援を行う等、生徒指導・学級経営にその手腕を発揮し、信頼される学校づくりに尽力している。</p> <p>木更津市教育研究会では、教育相談部会、道徳部会、生活科・総合学習部会等に所属し、専門性を高め、卓越した識見と指導力で、心の教育の推進に尽力した。</p> <p>また、君津地区保健主事会会長を務め、児童生徒の心身の健康保持と健康安全教育の充実、教職員の指導力の向上に寄与した。</p> <p>以上、本市の教育推進に寄与した功績は大である。</p>	<p>表彰規程 第2条 第1号 該当</p>

<p>水田佐恵子 (60歳)</p>	<p>木更津市立 鎌足小学校 養護教諭</p>	<p>39年 6月</p>	<p>小・中学校の養護教諭として、健康教育、保健指導、相談活動、保健室経営と幅広くその手腕を発揮した。特に相談活動においては、不登校傾向があり、保健室登校の児童生徒およびその保護者への対応・指に力を入れ、児童生徒を早期の教室復帰へ結びつけるために尽力した。</p> <p>また、千葉県養護教諭会理事として2年、君津地方養護教諭会会長、君津地方保健主事会事務局等を歴任して、学校保健教育充実のために、多方面に渡って活躍した。</p> <p>そのほか、児童・職員の心身の健康安全を守るために、組織の先頭に立って職務を遂行した。感染症予防対策の提案や適切な情報を収集する力を持つ上、管理職、職員、保護者と連携しながら信頼関係を構築する技術は卓越したものがある。</p> <p>現在、木更津市心の教育推進委員の4年目として、本市小・中学校児童生徒の心の教育の充実・発展にも指導力を発揮している。令和元年には、千葉県学校健康教育功労者表彰を受賞した。</p> <p>以上、本市の教育推進に寄与した功績は大である。</p>	<p>表彰規程 第2条 第1号 該当</p>
<p>藤平紀代美 (60歳)</p>	<p>木更津市立 岩根中学校 事務長</p>	<p>41年 6月</p>	<p>木更津市教育研究会事務部会では地区委員として、市内事務職員をまとめ、事務職員部会の発展に尽力した。また、木更津市学校事務研究会では会長として、他の事務職員の模範となって積極的に研修を行っている。学校現場においては、公正に職務を遂行するだけでなく、学校教育目標の実現に向け、企画委員会に参画するなど、職員間との連携や情報の共有に努めた。</p> <p>また、千葉県教職員組合事務職員部や君津地方教育研究会事務部会では、責任者や推進リーダーを歴任し、地域の事務職員の資質向上に尽力した。</p> <p>更には、学校事務の共同実施においては、グループのリーダーを務め、これまでの勤務経験を生かし、具体的な課題や取り組みを示唆するなど、若手事務職員等の育成に貢献した。</p> <p>以上、本市の教育推進に寄与した功績は大である。</p>	<p>表彰規程 第2条 第1号 該当</p>

<p>内田慎一郎 (61歳)</p>	<p>木更津市 社会教育 委員</p>	<p>16年 6月</p>	<p>長年にわたり、木更津市のPTA活動に積極的に取り組み、木更津市PTA連絡協議会会長も務め、木更津市内のPTA組織のまとめ役として活躍した。</p> <p>その豊富な経験を生かし平成17年4月より木更津市社会教育委員となり、平成27年4月から木更津市社会教育委員副議長、平成29年4月からは木更津市社会教育委員議長として会議を牽引するなど、本市の社会教育・生涯学習に果す功績は多大である。</p> <p>以上、本市の教育推進・生涯学習に寄与した功績は大である。</p>	<p>表彰規程 第2条 第3号 該当</p>
<p>石村比呂美 (64歳)</p>	<p>木更津市 社会教育 委員</p>	<p>10年 6月</p>	<p>アナウンサーを経て人材派遣及びプレゼンテーション等の会社を設立、女性起業家としての実績を請われ「(株)かずさエフエム」に入社し代表取締役社長として木更津・君津地域の文化活動・イベントなどの企画や情報提供活動を積極的に展開する傍ら、豊富な経験を生かし、平成23年4月より木更津市社会教育委員として社会教育の振興に寄与されている。</p> <p>また、平成25年7月から平成29年6月まで木更津市図書館協議会委員も務めた。</p> <p>以上、本市の社会教育・生涯学習に寄与した功績は大である。</p>	<p>表彰規程 第2条 第3号 該当</p>
<p>宮崎 敏江 (72歳)</p>	<p>木更津市 スポーツ 推進委員会</p>	<p>13年 6月</p>	<p>木更津市スポーツ推進委員就任以来、各種軽スポーツの普及等に積極的に取り組み、本市の社会体育振興の発展に寄与している。また、君津地区及び本市主催の各種大会、イベントの運営に積極的に取り組み、本市の生涯スポーツの振興に貢献している。</p> <p>特に本市スポーツ・レクリエーション大会や君津地区スポーツ・レクリエーション祭(ソフトバレーボール)では中心として関わり、優れた調整力を発揮した運営で、市民との信頼関係の構築などに努めている。</p> <p>また、平成30年度からは君津地区スポーツ推進連絡協議会の監事を務め、本市に留まらず広く生涯スポーツの振興に尽力している。</p> <p>以上、本市の社会教育の振興に対する功績は多大である。</p>	<p>表彰規程 第2条 第3号 該当</p>

<p>大日方幸子 (87歳)</p>	<p>木更津 ユネスコ 協会</p>	<p>42年 6月</p>	<p>昭和54年から木更津ユネスコ協会での活動を開始し、今日に至るまでユネスコの精神となる平和活動における、教育・文化・科学の基本理念を通じ、広く事業の充実と発展に貢献した。</p> <p>現在は、常任理事として事業の企画・運営に携わり、女性会員として協会内で中心的役割を果たしながら、地域に根ざした新たなユネスコ活動の推進に力を注いでいる。</p> <p>また、一方では、公民館運営審議会委員も務め、公民館の健全なる運営にも関与しており、令和2年度には生涯学習功労者表彰している。</p> <p>以上、本市の社会教育の振興に対する功績は多大である。</p>	<p>表彰規程 第2条 第3号 該当</p>
<p>中島区文化 財保存会</p>		<p>28年 5月</p>	<p>毎年1月初旬に、金田・中島区の若者を対象に開催される民俗文化財「中島の梵天立て」の主催及び保存・伝承活動を行っている。</p> <p>現在に至るまでの活動においては、平成3年に梵天立て保存会準備会を設立することで、梵天立ての国記録選択文化財への登録に寄与し、その後平成4年に木更津中島の梵天立てが国記録選択文化財として登録された際に中島区文化財保存会を設立し、それ以後梵天立ての保存及び伝承活動をすることで市の文化財保護に注力してきた。</p> <p>また、若者流出が懸念される本市において、若い世代の方々が中心となって催される伝統行事・文化財を守り抜く活動は、本市のブランド力向上のみならず、地域の文化振興に大きく貢献している。</p> <p>以上、本市の文化財保護に寄与した功績は大である。</p>	<p>表彰規程 第2条 第4号 該当</p>

報告第10号

臨時代理の報告について

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第6条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理をし処理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月28日提出

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

教育委員会の議決事項の臨時代理

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第6条第1項の規定により会議を招集する暇がないと認めるので、次のとおり臨時代理し処理する。

令和3年8月23日

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

臨時代理第12号

市議会の議決を要する事件の議案（令和3年度教育費9月補正予算案）について

別紙のとおり

木教総第357号

令和3年8月23日

木更津市長 渡辺 芳 邦 様

木更津市教育委員会

教育長 廣 部 昌 弘

(公印省略)

令和3年9月市議会定例会に附議する教育委員会に係る予算議案の意見聴取
について(回答)

令和3年8月17日付け木財第516号で意見を求められました標記の件につきまして、
意見はございません。

教育委員会【歳入】

(単位：千円)

款	項	目	当初 予算額 (A)	予算現額 (B)	補正要求額 (C)	補正要求後 の額 (B+C)	
50	分担金及び 負担金	15 教育費負担金	4,652	4,652	0	4,652	
55	使用料及び 手数料	30 教育使用料	13,573	13,573	0	13,573	
60	国庫負担金	15 教育費国庫負担金	0	0	0	0	
	10 国庫補助金	35 教育費国庫補助金	14,384	14,384	0	14,384	
65	県負担金	25 教育費県負担金	0	0	0	0	
	10 県補助金	40 教育費県補助金	6,013	6,013	0	6,013	
	15 県委託金	35 教育費県委託金	70	70	0	70	
		40 事務処理の特例にか かる県委託金	64	64	0	64	
70	財産収入	5 財産運用 収入	10 利子及び配当金	7	7	0	7
75	寄附金	5 寄附金	30 教育費寄附金	0	130	500	630
80	繰入金	5 基金繰入金	35 生涯学習基金 繰入金	0	0	0	0
		45 学校教育施設整備基 金繰入金	0	0	0	0	
		80 きさらづオーガニッ ク給食基金繰入金	0	0	1,560	1,560	
90	10 市預金利子	5 市預金利子	0	0	0	0	
	30 雑入	8 給食事業収入	630,394	630,394	0	630,394	
		15 雑入	333,476	333,476	0	333,476	
95	市債	5 市債	40 教育債	0	0	0	0
計			1,002,633	1,002,763	2,060	1,004,823	

教育委員会【歳出】

(単位：千円)

款 項 目	当初予算額 (A)	予算現額 (B)	補正額 (C)	補正後 の額 (B+C)
50 教育費	4,285,914	4,418,840	62,686	4,481,526
5 教育総務費	514,494	506,769	56	506,825
5 教育委員会費	16,663	16,417	0	16,417
10 事務局費	355,917	350,585	56	350,641
17 まなび支援センター費	141,914	139,767	0	139,767
10 小学校費	704,601	800,210	34,186	834,396
5 学校管理費	502,918	501,796	34,186	535,982
10 教育振興費	173,981	270,712	0	270,712
15 学校建設費	27,702	27,702	0	27,702
15 中学校費	663,188	705,208	886	706,094
5 学校管理費	496,939	496,046	410	496,456
10 教育振興費	166,249	209,162	476	209,638
15 学校建設費	0	0	0	0
20 幼稚園費	0	0	0	0
5 教育振興費	0	0	0	0
25 社会教育費	895,531	899,110	20,798	919,908
5 社会教育総務費	168,152	166,237	0	166,237
10 青少年育成費	11,731	11,672	0	11,672
15 公民館費	485,013	489,074	19,000	508,074
20 図書館費	142,526	144,708	500	145,208
25 少年自然の家費	11,678	11,678	0	11,678
27 博物館費	70,539	69,849	1,298	71,147
30 生涯学習まちづくり推進 事業費	5,892	5,892	0	5,892
30 保健体育費	1,508,100	1,507,543	6,760	1,514,303
20 学校給食費	1,508,100	1,507,543	6,760	1,514,303

木財第516号
令和3年8月17日

木更津市教育委員会教育長様

木更津市長 渡辺 芳邦
(公印省略)

令和3年9月市議会定例会に附議する教育委員会に係る予算議案の
意見聴取について

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年
法律第162号）第29条の規定により、別添のとおり予算に関する説明書案
を送付します。

【問合せ先】

担当：財務部財政課 近藤

内線：8306



2. 歳入
40款 地方交付税 60款 国庫支出金 65款 県支出金 (単位：千円)

款 項 目	補正前の 予算額	補 正 予 算 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
40 地方交付税	2,647,872	483,302	3,131,174			
5 地方交付税	2,647,872	483,302	3,131,174			
5 地方交付税	2,647,872	483,302	3,131,174	5 地方交付税	483,302	1. 普通交付税
60 国庫支出金	9,796,279	△ 133,081	9,663,198			
10 国庫補助金	2,698,148	△ 133,081	2,565,067			
5 総務費国庫補助金	919,559	16,942	936,501	5 総務管理費補助金	16,942	1. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
10 民生費国庫補助金	1,110,212	△ 151,649	958,563	5 社会福祉費補助金	15,377	1. 地域介護・福祉空間整備等交付金
				10 児童福祉費補助金	△ 171,328	1. 母子家庭等対策総合支援事業費補助金 2. 保育所等整備交付金 3. 保育対策総合支援事業費補助金 4. 認定こども園施設整備交付金
				20 災害救助費補助金	4,302	1. 防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金
15 衛生費国庫補助金	274,777	1,626	276,403	5 保健衛生費補助金	1,626	1. 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金
65 県支出金	3,490,574	24,159	3,514,733			
10 県補助金	831,342	24,069	855,411			
10 民生費県補助金	511,482	13,610	525,092	5 社会福祉費補助金	381	1. 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業補助金
				10 児童福祉費補助金	13,229	1. ひとより親家庭等医療費等助成事業補助金
20 農林水産業費県補助金	181,977	10,459	192,436	5 農業費補助金	10,459	1. 耕作放棄地再生推進事業補助金 2. 園芸生産利用拡大支援事業補助金

65款 県支出金 75款 寄附金 80款 繰入金 90款 諸収入 95款 市債 (単位：千円)

款 項 目	補正前の 予算額	補正予算額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
15 県委託金	289,852	90	289,942			
10 民生費県委託金	0	90	90	5 社会福祉費委託金	90	1. 国民生活基礎調査委託金
75 寄附金	120,946	2,500	123,446			
5 寄附金	120,946	2,500	123,446			
3 一般寄附金	0	2,000	2,000	5 一般寄附金	2,000	
30 教育費寄附金	130	500	630	20 社会教育費寄附金	500	1. 図書館費寄附金
80 繰入金	1,562,841	△ 658,725	904,116			
5 基金繰入金	1,562,841	△ 658,725	904,116			
5 財政調整基金繰入金	1,485,517	△ 656,285	829,232	5 財政調整基金繰入金	△ 656,285	
50 観光振興基金繰入金	5,700	△ 4,000	1,700	5 観光振興基金繰入金	△ 4,000	
80 きささらづオーガニック給食基金繰入金	0	1,560	1,560	5 きささらづオーガニック給食基金繰入金	1,560	
90 諸収入	1,566,885	11,200	1,578,085			
30 雑入	1,199,105	11,200	1,210,305			
15 雑入	554,601	11,200	565,801	10 雑入	11,200	1. かずさ鎌足二丁目地先道路用地購入費等負担金
95 市債	3,296,700	507,400	3,804,100			
5 市債	3,296,700	507,400	3,804,100			
10 民生債	195,600	△ 67,000	128,600	3 児童福祉債	△ 83,400	1. 保育園園舎整備事業債
				5 防災無縁債	16,400	1. 同報系無線デジタル化整備事業債

95款 市債

(単位：千円)

款 項 目	補正前の 予算額	補正予算額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
45 災害復旧債	0	119,700	119,700	5 公共土木施設 災害復旧債	119,700	
53 臨時財政対策 債	1,856,000	454,700	2,310,700	5 臨時財政対策 債	454,700	

(単位：千円)

50款 教育費

款 項 目	補正前の 予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
50 教育費	4,423,190	62,686	4,485,876			2,060	60,626			
5 教育総務費	506,769	56	506,825				56			
10 事務局費	350,585	56	350,641				56	1 報酬	56	1. 特別職人件費 (1) 奨学事業運営審議会委員報酬
10 小学校費	800,210	34,186	834,396				34,186			
5 学校管理費	501,796	34,186	535,982				34,186	12 委託料 14 工事請負費	7,239 26,947	1. 学校維持管理運営費 (1) P F I 事業事後評価等実施事業費 2. 学校施設改修事業費 (1) 木更津第二小学校校内通路整備事業費
15 中学校費	705,208	886	706,094				886			
5 学校管理費	496,046	410	496,456				410	12 委託料	410	1. 学校維持管理運営費 (1) 中学校施設管理費
10 教育振興費	209,162	476	209,638				476	18 負担金、補助及び交付金	476	1. 実用英語検定補助金
25 社会教育費	899,110	20,798	919,908			500	20,298			
15 公民館費	489,074	19,000	508,074				19,000	14 工事請負費	19,000	1. 公民館施設整備費 (1) 岩根公民館浄化槽改修事業費
20 図書館費	144,708	500	145,208			500	0	17 備品購入費	500	1. 図書購入費
27 博物館費	69,849	1,298	71,147				1,298	14 工事請負費	1,298	1. 博物館管理運営費
30 保健体育費	1,507,543	6,760	1,514,303			1,560	5,200			
20 学校給食費	1,507,543	6,760	1,514,303			1,560	5,200	10 需用費 12 委託料	1,560 5,200	1. 給食施設費 (1) P F I 事業事後評価等実施事業費

(単位：千円)

50款 教育費

款 項 目	補正前の 予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
										2. 学校給食を活用した有機米供給促進事業費 1,560

報告第 1 1 号

臨時代理の報告について

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和 6 1 年木更津市教育委員会規則第 1 号）第 6 条第 1 項の規定により、別紙のとおり臨時代理をし処理したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 9 月 2 8 日提出

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

教育委員会の議決事項の臨時代理

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第6条第1項の規定により会議を招集する暇がないと認めるので、次のとおり臨時代理し処理する。

令和3年8月27日

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

臨時代理第13号

木更津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

別紙のとおり

議案第 号

木更津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について
木更津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和3年 月 日

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

木更津市教育委員会規則第 号

木更津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

木更津市教育委員会公印規則（昭和44年木更津市教育委員会規則第1号）の一部を次のよう
に改正する。

別表第1 専用教育委員会印の項中

学校教育課長	1
市民部市民課 長	2

を

学校教育課長	1
--------	---

に改める。

附 則

この規則は、令和3年9月21日から施行する。

提案理由

学齢簿のシステムを改正することに伴う事務手続きの変更のため、関係条文を整備しようとするものである。

新旧対照表

○木更津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

新		旧						
木更津市教育委員会公印規則		木更津市教育委員会公印規則						
昭和44年4月1日 教育委員会規則第1号		昭和44年4月1日 教育委員会規則第1号						
別表第1 (第3条)		別表第1 (第3条)						
公印の種類	ひな形 (別図)	規格 (ミリ メートル)	書体	使用区分	管理者	個数		
略	略							
専用教育委 員会印	2	方21	てん書	就学事務用	学校教育 課長	1		
略	略							2
						市民部市 民課長		

報告第12号

臨時代理の報告について

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第6条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理をし処理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月28日提出

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

教育委員会の議決事項の臨時代理

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第6条第1項の規定により会議を招集する暇がないと認めるので、次のとおり臨時代理し処理する。

令和3年9月17日

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

臨時代理第14号

市議会の議決を要する事件の議案（令和3年度教育費9月補正予算案最終日上程分）について

別紙のとおり

木教総第419号

令和3年9月17日

木更津市長 渡辺 芳 邦 様

木更津市教育委員会

教育長 廣 部 昌 弘

(公印省略)

令和3年9月市議会定例会に附議する教育委員会に係る予算議案の意見聴取
について(回答)

令和3年9月15日付け木財第608号で意見を求められました標記の件につきまして、
意見はございません。

教育委員会【歳入】

(単位：千円)

款	項	目	当初 予算額 (A)	予算現額 (B)	補正要求額 (C)	補正要求後 の額 (B+C)	
50	分担金及び 負担金	15 教育費負担金	4,652	4,652	0	4,652	
55	使用料及び 手数料	30 教育使用料	13,573	13,573	0	13,573	
60	国庫支出金	5 国庫負担金	15 教育費国庫負担金	0	0	0	0
		10 国庫補助金	35 教育費国庫補助金	14,384	14,384	2,100	16,484
65	県支出金	5 県負担金	25 教育費県負担金	0	0	0	0
		10 県補助金	40 教育費県補助金	6,013	6,013	0	6,013
		15 県委託金	35 教育費県委託金	70	70	0	70
			40 事務処理の特例にか かる県委託金	64	64	0	64
70	財産収入	5 財産運用 収入	10 利子及び配当金	7	7	0	7
75	寄附金	5 寄附金	30 教育費寄附金	0	630	0	630
80	繰入金	5 基金繰入金	35 生涯学習基金 繰入金	0	0	0	0
			45 学校教育施設整備基 金繰入金	0	0	0	0
			80 きさらづオーガニッ ク給食基金繰入金	0	1,560	0	1,560
90	諸収入	10 市預金利子	5 市預金利子	0	0	0	0
		30 雑入	8 給食事業収入	630,394	630,394	0	630,394
			15 雑入	333,476	333,476	0	333,476
95	市債	5 市債	40 教育債	0	0	0	0
計			1,002,633	1,004,823	2,100	1,006,923	

教育委員会【歳出】

(単位：千円)

款 項 目	当初予算額 (A)	予算現額 (B)	補正額 (C)	補正後 の額 (B+C)
50 教育費	4,285,914	4,481,526	4,200	4,485,726
5 教育総務費	514,494	506,825	0	506,825
5 教育委員会費	16,663	16,417	0	16,417
10 事務局費	355,917	350,641	0	350,641
17 まなび支援センター費	141,914	139,767	0	139,767
10 小学校費	704,601	834,396	2,650	837,046
5 学校管理費	502,918	535,982	2,650	538,632
10 教育振興費	173,981	270,712	0	270,712
15 学校建設費	27,702	27,702	0	27,702
15 中学校費	663,188	706,094	1,550	707,644
5 学校管理費	496,939	496,456	1,550	498,006
10 教育振興費	166,249	209,638	0	209,638
15 学校建設費	0	0	0	0
20 幼稚園費	0	0	0	0
5 教育振興費	0	0	0	0
25 社会教育費	895,531	919,908	0	919,908
5 社会教育総務費	168,152	166,237	0	166,237
10 青少年育成費	11,731	11,672	0	11,672
15 公民館費	485,013	508,074	0	508,074
20 図書館費	142,526	145,208	0	145,208
25 少年自然の家費	11,678	11,678	0	11,678
27 博物館費	70,539	71,147	0	71,147
30 生涯学習まちづくり推進 事業費	5,892	5,892	0	5,892
30 保健体育費	1,508,100	1,514,303	0	1,514,303
20 学校給食費	1,508,100	1,514,303	0	1,514,303

木財第608号

令和3年9月15日

木更津市教育委員会教育長様

木更津市長 渡辺 芳邦

(公印省略)

令和3年9月市議会定例会に附議する教育委員会に係る予算議案の
意見聴取について(令和3年度9月補正予算最終日上程分)

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年
法律第162号)第29条の規定により、別添のとおり予算に関する説明書案
を送付します。

【問合せ先】

担当：財務部財政課 近藤

内線：8306



2. 歳入
60款 国庫支出金 80款 繰入金 (単位：千円)

款 項 目	補正前の 予算額	補 正 予 算 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
60 国庫支出金	9,758,086	2,100	9,760,186			
10 国庫補助金	2,659,955	2,100	2,662,055			
35 教育費国庫補助金	14,384	2,100	16,484	5 小学校費補助金	1,325	1. 学校保健特別対策事業費補助金
				10 中学校費補助金	775	1. 学校保健特別対策事業費補助金
80 繰入金	855,228	2,100	857,328			
5 基金繰入金	855,228	2,100	857,328			
5 財政調整基金繰入金	780,344	2,100	782,444	5 財政調整基金繰入金	2,100	

3. 歳出

(単位：千円)

50款 教育費

款 項 目	補正前の 予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源		一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地方債				その他	
50 教育費	4,485,876	4,200	4,490,076	2,100			2,100			
10 小学校費	834,396	2,650	837,046	1,325			1,325			
5 学校管理費	535,982	2,650	538,632	1,325			1,325	10 需用費	1,325	1. 学校保健特別対策事業費
								17 備品購入費	1,325	
15 中学校費	706,094	1,550	707,644	775			775			
5 学校管理費	496,456	1,550	498,006	775			775	10 需用費	775	1. 学校保健特別対策事業費
								17 備品購入費	775	

報告第13号

臨時代理の報告について

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第6条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理をし処理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月28日提出

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

教育委員会の議決事項の臨時代理

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第6条第1項の規定により会議を招集する暇がないと認めるので、次のとおり臨時代理し処理する。

令和3年9月17日

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

臨時代理第15号

市長と木更津市教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議等について

別紙のとおり

木教総第423号

令和3年9月 日

木更津市長 渡辺 芳 邦 様

木更津市教育委員会

教育長 廣 部 昌 弘

(公印省略)

市長と木更津市教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議内容の変更等について

このことについて、下記のとおり協議及び依頼します。

記

1. 市長と木更津市教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の変更について
別案1のとおり
2. 木更津市行政組織規則の一部改正について
別案2のとおり
3. 改正理由
基幹系システムの更新に伴う事務手続き変更のため

以上

○市長と木更津市教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議
について

令和3年9月 日合意

市長と木更津市教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2及び第180条の7の規定に基づき、市長と木更津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）との間の事務の補助執行について、次のように定める。

記

（教育委員会事務局職員等への補助執行事務）

1 市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務を教育委員会事務局職員及び教育機関の職員に補助執行させる。

- （1） 教育財産の取得又は処分に関すること。
- （2） 教育委員会の所管に係る寄付の受入れに関すること。
- （3） 教育委員会の所管に係る契約（建築物の整備に関するものを除く。）に関すること。
- （4） 教育財産の登記に関すること。
- （5） 青少年問題に関すること。
- （6） 教育関係団体（スポーツ関係団体を除く。）への補助に関すること。
- （7） 市史の編さんに関すること。
- （8） 文化施策（教育委員会に属するものを除く。）に関すること。
- （9） 歳入歳出外現金等の受入れの決定及び帳簿の記録整理に関すること。
- （10） 教育財産の使用料の減免に関すること。
- （11） 教育委員会が所管する事項に関する行事に係る市の共催又は後援に関すること。
- （12） 教育委員会の所管に係る予算（建築物の整備に関するものを除く。）の執行に関すること。

（事務の専決）

2 前項の事務の処理にあたっては、別に定めるもののほか、木更津市事務決裁規程（昭和51年木更津市訓令第5号）の規定を準用する。

（市長部局の職員への補助執行事務）

3 教育委員会は、次に掲げる教育委員会の権限に属する事務を総務部長に補助執行させる。

- （1） 教育委員会事務局職員の研修の実施に関すること。

- (2) 教育委員会事務局職員及び教育機関の職員（公立学校共済組合に加入している職員以外の職員に限る。）の健康診断の実施に関する事。
 - (3) 庶務事務システムの管理に関する事及び庶務事務システムにより完結された電磁的記録の管理に関する事。
 - (4) 教育委員会の所管に係る建築物の整備に関する事。
- 4 教育委員会は、次に掲げる教育委員会の権限に属する事務を市長部局の情報公開制度を主管する部署に所属する職員に補助執行させる。
- (1) 木更津市情報公開条例（平成12年木更津市条例第4号）第6条に規定する情報開示請求の受付をすること。
 - (2) 木更津市情報公開条例第18条の規定による審査請求の受付をすること。
 - (3) 木更津市個人情報保護条例（平成11年木更津市条例第4号）第15条に規定する自己に関する個人情報の開示請求の受付、第20条に規定する自己に関する個人情報の訂正（削除を含む。）請求の受付及び第23条に規定する自己に関する個人情報の利用停止請求の受付をすること。
 - (4) 木更津市個人情報保護条例第24条第1項の規定による審査請求の受付をすること。
 - (5) 木更津市審議会等の会議の公開に関する条例（平成14年木更津市条例第21号）第10条に規定する苦情の申出の受付をすること。
- 5 教育委員会は、転入及び転居の届出に伴う小学校及び中学校の転入学の受付に関する教育委員会の権限に属する事務を市長部局の住民登録に関する事務を主管する部署に所属する職員に補助執行させる。
- 6 教育委員会は、次に掲げる教育委員会の権限に属する事務を市長部局のスポーツに関する事務を主管する部署に所属する職員に補助執行させる。
- (1) 学校体育施設の開放に関する事。
 - (2) スポーツに関する行事に係る教育委員会の共催又は後援に関する事。
- 7 教育委員会は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第22条に規定する教育委員会の権限に属する事務を市長部局の住民登録に関する事務を主管する部署に所属する職員（木更津市役所金田出張所に属する職員に限る。）に補助執行させる。
- 8 この協議によって定められた事務の執行に関し必要な事項は、総務部長及び教育部長が協議して定める。

附 則

（施行期日）

1 この協議は、合意の日から効力を生ずるものとする。

(協議の廃止)

2 平成31年3月22日に合意した、市長と木更津市教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議は、廃止する。

新旧対照表

○議案第 号 市長と木更津市教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議についての一部を改正する合意

新	旧
<p>○市長と木更津市教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議について</p> <p>令和3年9月 日合意</p> <p>市長と木更津市教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議について</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2及び第180条の7の規定に基づき、市長と木更津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）との間の事務の補助執行について、次のように定める。</p> <p>記</p> <p>（教育委員会事務局職員等への補助執行事務）</p> <p>1 市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務を教育委員会事務局職員及び教育機関の職員に補助執行させる。</p> <p>（1）教育財産の取得又は処分に関すること。</p> <p>（2）教育委員会の所管に係る寄付の受入れに関すること。</p> <p>（3）教育委員会の所管に係る契約（建築物の整備に関するものを除く。）に関すること。</p> <p>（4）教育財産の登記に関すること。</p> <p>（5）青少年問題に関すること。</p> <p>（6）教育関係団体（スポーツ関係団体を除く。）への補助に関すること。</p> <p>（7）市史の編さんに関すること。</p> <p>（8）文化施策（教育委員会に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>（9）歳入歳出外現金等の受入れの決定及び帳簿の記録整理に関すること。</p> <p>（10）教育財産の使用料の減免に関すること。</p> <p>（11）教育委員会が所管する事項に関する行事に係る市の共催又は後援に関すること。</p> <p>（12）教育委員会の所管に係る予算（建築物の整備に関するものを除く。）の執行に関すること。</p> <p>（事務の専決）</p> <p>2 前項の事務の処理にあたっては、別に定めるもののほか、木更津市事務決裁規程（昭和51年木更津市訓令第5号）の規定を準用する。</p>	<p>○市長と木更津市教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議について</p> <p>平成31年3月22日合意</p> <p>市長と木更津市教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議について</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2及び第180条の7の規定に基づき、市長と木更津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）との間の事務の補助執行について、次のように定める。</p> <p>記</p> <p>（教育委員会事務局職員等への補助執行事務）</p> <p>1 市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務を教育委員会事務局職員及び教育機関の職員に補助執行させる。</p> <p>（1）教育財産の取得又は処分に関すること。</p> <p>（2）教育委員会の所管に係る寄付の受入れに関すること。</p> <p>（3）教育委員会の所管に係る契約（建築物の整備に関するものを除く。）に関すること。</p> <p>（4）教育財産の登記に関すること。</p> <p>（5）青少年問題に関すること。</p> <p>（6）教育関係団体（スポーツ関係団体を除く。）への補助に関すること。</p> <p>（7）市史の編さんに関すること。</p> <p>（8）文化施策（教育委員会に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>（9）歳入歳出外現金等の受入れの決定及び帳簿の記録整理に関すること。</p> <p>（10）教育財産の使用料の減免に関すること。</p> <p>（11）教育委員会が所管する事項に関する行事に係る市の共催又は後援に関すること。</p> <p>（12）教育委員会の所管に係る予算（建築物の整備に関するものを除く。）の執行に関すること。</p> <p>（事務の専決）</p> <p>2 前項の事務の処理にあたっては、別に定めるもののほか、木更津市事務決裁規程（昭和51年木更津市訓令第5号）の規定を準用する。</p>

<p>(市長部局の職員への補助執行事務)</p>	<p>3 教育委員会は、次に掲げる教育委員会の権限に属する事務を総務部長に補助執行させる。</p> <p>(1) 教育委員会事務局職員の研修の実施に関すること。</p> <p>(2) 教育委員会事務局職員及び教育機関の職員（公立学校共済組合に加入している職員以外の職員に限る。）の健康診断の実施に関すること。</p> <p>(3) 庶務事務システムの管理に関すること及び庶務事務システムにより完結された電磁的記録の管理に関すること。</p> <p>(4) 教育委員会の所管に係る建築物の整備に関すること。</p> <p>4 教育委員会は、次に掲げる教育委員会の権限に属する事務を市長部局の情報公開制度を主管する部署に所属する職員に補助執行させる。</p> <p>(1) 木更津市情報公開条例（平成12年木更津市条例第4号）第6条に規定する情報開示請求の受付をすること。</p> <p>(2) 木更津市情報公開条例第18条の規定による審査請求の受付をすること。</p> <p>(3) 木更津市個人情報保護条例（平成11年木更津市条例第4号）第15条に規定する自己に関する個人情報開示請求の受付、第20条に規定する自己に関する個人情報訂正（削除を含む。）請求の受付及び第23条に規定する自己に関する個人情報利用停止請求の受付をすること。</p> <p>(4) 木更津市個人情報保護条例第24条第1項の規定による審査請求の受付をすること。</p> <p>(5) 木更津市審議会等の会議の公開に関する条例（平成14年木更津市条例第21号）第10条に規定する苦情の申出の受付をすること。</p> <p>5 教育委員会は、次に掲げる教育委員会の権限に属する事務を市長部局の住民登録に関する部署を主管する部署に所属する職員に補助執行させる。</p> <p>(1) 転入及び転居の届出に伴う小学校及び中学校の転入学通知書の交付及びこれに係る公印の使用に関すること。</p> <p>(2) 前項の公印の保管に関すること。</p> <p>6 教育委員会は、次に掲げる教育委員会の権限に属する事務を市長部局のスポーツに関する事務を主管する部署に所属する職員に補助執行させる。</p> <p>(1) 学校体育施設の開放に関すること。</p> <p>(2) スポーツに関する行事に係る教育委員会の共催又は後援に関すること。</p>
<p>(市長部局の職員への補助執行事務)</p>	<p>3 教育委員会は、次に掲げる教育委員会の権限に属する事務を総務部長に補助執行させる。</p> <p>(1) 教育委員会事務局職員の研修の実施に関すること。</p> <p>(2) 教育委員会事務局職員及び教育機関の職員（公立学校共済組合に加入している職員以外の職員に限る。）の健康診断の実施に関すること。</p> <p>(3) 庶務事務システムの管理に関すること及び庶務事務システムにより完結された電磁的記録の管理に関すること。</p> <p>(4) 教育委員会の所管に係る建築物の整備に関すること。</p> <p>4 教育委員会は、次に掲げる教育委員会の権限に属する事務を市長部局の情報公開制度を主管する部署に所属する職員に補助執行させる。</p> <p>(1) 木更津市情報公開条例（平成12年木更津市条例第4号）第6条に規定する情報開示請求の受付をすること。</p> <p>(2) 木更津市情報公開条例第18条の規定による審査請求の受付をすること。</p> <p>(3) 木更津市個人情報保護条例（平成11年木更津市条例第4号）第15条に規定する自己に関する個人情報開示請求の受付、第20条に規定する自己に関する個人情報訂正（削除を含む。）請求の受付及び第23条に規定する自己に関する個人情報利用停止請求の受付をすること。</p> <p>(4) 木更津市個人情報保護条例第24条第1項の規定による審査請求の受付をすること。</p> <p>(5) 木更津市審議会等の会議の公開に関する条例（平成14年木更津市条例第21号）第10条に規定する苦情の申出の受付をすること。</p> <p>5 教育委員会は、転入及び転居の届出に伴う小学校及び中学校の転入学の受付に関する部署を主管する部署に所属する職員に補助執行させる。</p> <p>(1) 転入及び転居の届出に伴う小学校及び中学校の転入学通知書の交付及びこれに係る公印の使用に関すること。</p> <p>(2) 前項の公印の保管に関すること。</p> <p>6 教育委員会は、次に掲げる教育委員会の権限に属する事務を市長部局のスポーツに関する事務を主管する部署に所属する職員に補助執行させる。</p> <p>(1) 学校体育施設の開放に関すること。</p> <p>(2) スポーツに関する行事に係る教育委員会の共催又は後援に関すること。</p>

<p>7 教育委員会は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第22条に規定する教育委員会の権限に属する事務を市長部局の住民登録に関する事務を主管する部署に所属する職員（木更津市役所金田出張所に属する職員に限る。）に補助執行させる。</p> <p>8 この協議によって定められた事務の執行に関し必要な事項は、総務部長及び教育部長が協議して定める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この協議は、合意の日から効力を生ずるものとする。 (協議の廃止)</p> <p>2 平成31年3月22日に合意した、市長と木更津市教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議は、廃止する。</p>	<p>7 教育委員会は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第22条に規定する教育委員会の権限に属する事務を市長部局の住民登録に関する事務を主管する部署に所属する職員（木更津市役所金田出張所に属する職員に限る。）に補助執行させる。</p> <p>8 この協議によって定められた事務の執行に関し必要な事項は、総務部長及び教育部長が協議して定める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この協議は、合意の日から効力を生ずるものとする。 (協議の廃止)</p> <p>2 平成30年3月22日に合意した、市長と木更津市教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議は、廃止する。</p>
--	--

木更津市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

木更津市長

木更津市規則第 号

木更津市行政組織規則の一部を改正する規則

木更津市行政組織規則（昭和51年木更津市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第3条の表市民部の項市民課の目分掌事務の欄中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第22号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和3年9月21日から施行する。

新旧対照表

○木更津市行政組織規則の一部を改正する規則

新

○木更津市行政組織規則			昭和51年7月30日 規則第22号
(分掌事務)			
第3条 前条第1項に規定する課等の分掌事務は、次のとおりとする。			
部等名	課等名	分掌事務	
略	略	略	
市民部	市民課	<ol style="list-style-type: none"> 1 戸籍及び住民登録に関すること。 2 住民基本台帳ネットワークシステムの運用に関すること。 3 埋葬、火葬及び火葬場使用の許可に関すること。 4 印鑑登録に関すること。 5 住居表示に関すること。 6 住居表示審議会に関すること。 7 国民健康保険及び国民年金の被保険者資格に係る届出の受付に関すること。 8 自動車臨時運行の許可に関すること。 9 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務における電子証明書の発行等に関すること。 10 出張所及び連絡所に関すること。 11 中长期在留者住居地届出等に関すること。 12 船員法（昭和22年法律第100号）に基づく船舶及び船員に関すること。 13 住民実態調査に関すること。 14 人口動態調査に関すること。 	

旧

○木更津市行政組織規則			昭和51年7月30日 規則第22号
(分掌事務)			
第3条 前条第1項に規定する課等の分掌事務は、次のとおりとする。			
部等名	課等名	分掌事務	
略	略	略	
市民部	市民課	<ol style="list-style-type: none"> 1 戸籍及び住民登録に関すること。 2 住民基本台帳ネットワークシステムの運用に関すること。 3 埋葬、火葬及び火葬場使用の許可に関すること。 4 印鑑登録に関すること。 5 住居表示に関すること。 6 住居表示審議会に関すること。 7 国民健康保険及び国民年金の被保険者資格に係る届出の受付に関すること。 8 自動車臨時運行の許可に関すること。 9 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務における電子証明書の発行等に関すること。 10 出張所及び連絡所に関すること。 11 中长期在留者住居地届出等に関すること。 12 児童、生徒転入学手続に関すること。 13 船員法（昭和22年法律第100号）に基づく船舶及び船員に関すること。 14 住民実態調査に関すること。 15 人口動態調査に関すること。 	

	15 相続税法（昭和25年法律第73号）の報告 に 関 す る こ と。
	16 既決犯罪人名簿に関する こ と。
	17 個人番号カードに関する こ と。
	18 旅券発行関連事務に関する こ と。
	19 納税証明書等税証明書の 交 付 事 務 に 関 す る こ と。
	20 原動機付自転車等の登録、 廃車等に関する こ と （ 富 来 田 出 張 所 に 限 る 。 ）。
	21 部の経営管理及び庶務に 関 す る こ と。
略	略
略	略

	16 相続税法（昭和25年法律第73号）の報告 に 関 す る こ と。
	17 既決犯罪人名簿に関する こ と。
	18 個人番号カードに関する こ と。
	19 旅券発行関連事務に関する こ と。
	20 納税証明書等税証明書の 交 付 事 務 に 関 す る こ と。
	21 原動機付自転車等の登録、 廃車等に関する こ と （ 富 来 田 出 張 所 に 限 る 。 ）。
	22 部の経営管理及び庶務に 関 す る こ と。
略	略
略	略